

# 会津若松市農村活性化プロジェクト支援事業認定基準

## 1 事業内容

- (1) 農業・農村の活性化又は地域の農業振興に結びつく事業であること。

### 【評価点】

- ① 波及効果が期待できるもの
  - ② 独創性、企画力に富むもの
  - ③ 投資効果の高いもの
  - ④ 経営改善意欲の高いもの
  - ⑤ 社会的ニーズが高いもの
  - ⑥ その他当該年度に事業を実施する必要性、緊急性の高いもの
- ※他の補助制度で対応できるものについては、その適用を原則とする。  
※既存施設、設備等の改修、拡充のみの事業は、対象としない。

## 2 実施主体

- (1) 農業者

- ① 農家台帳登載者（専業、兼業を問わない。）
- ② 生産調整達成者

- (2) (1)の農業者を構成員として含む団体（任意の団体を含む。）

## 3 事業計画

- (1) 実施主体が提出する地域活性化計画等の事業計画は、別紙様式を基本とし、事業主体、事業年度、事業の目的及び効果、事業の内容及び経費の配分、収支予算を明記していること。
- (2) 複数年度にわたる事業計画も可とするが、その場合においても、単年度ごとに事業認定を受けるものとする。

## 4 補助対象経費（地域活性化計画等の遂行に要する経費）

- (1) 機械、施設等の整備経費
  - (2) イベント等開催に要する経費
  - (3) 事業を推進するために必要な人件費、事務費等
  - (4) その他（機械リース料等）
  - (5) 上記以外の費用で、特に事業の実施に必要と認められる経費
- ※会議等における食料費については、対象経費として認めない。